

初診時特定療養費改定のお知らせ

令和元年10月1日より、紹介状をお持ちでない方に負担していただく『初診時特定療養費』を改定します。

改定前 [～令和元年9月30日まで]

400円(消費税別)

改定後 [令和元年10月1日～令和3年3月31日まで]

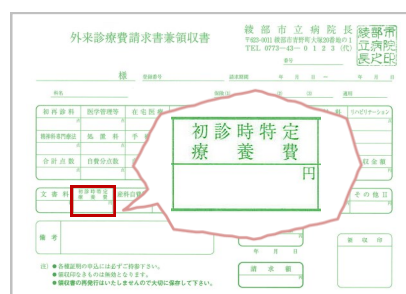
1,000円(消費税別)

※令和3年4月1日からは2,000円(消費税別)になります。

『初診時特定療養費』とは、病院と診療所の機能分担の推進を図るために国が定めた制度で、他の医療機関等からの紹介状なしに200床以上の病院を初診(※)で受診した場合、通常の医療費の他ににかかる費用です。

※「初診」とは次のことをいいます。

- 当院を初めて受診される方
- 以前受診したことがあっても、過去3ヶ月間受診歴がない方(予約のある方は除く)
- 医師の診断ですべての病気が「治癒」となった後に再び受診される方



「初診」であっても下記に当てはまる場合は「初診時特定療養費」をいただいております。

- 保険外(自費)診療の場合
- 救急車での搬送の場合
- 自己負担のない公費の医療券をお持ちの場合
- 京都府の福祉医療受給者証をお持ちの場合
(重度心身障害者老人健康管理事業／重度心身障害児者医療
／ひとり親家族等医療／子育て支援医療制度)